

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器用空気抽出器蒸気圧力調節弁駆動部および同調節弁バイパス弁駆動部点検において、弁駆動用空気圧増幅器（2台）にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	給水加熱器ドレンレベル調節弁駆動部（5台）の点検において、エアリークが認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（C）水位調節弁駆動部の点検において、エアリークが認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	タービングランドシール蒸気圧力調整弁駆動部の点検において、ベント孔より通常より多いエアの排気が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置脱湿塔用再生ガス加熱器温度スイッチ点検において、当該計器内部のスイッチに動作不良が認められたため、当該計器を修理	D	
6	1号機	気象観測用風向風速記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器バイパス弁（B）駆動部の点検において、手動ハンドル及び駆動用部品に腐食が認められたため、当該手動ハンドル及び駆動用部品を交換	D	
8	1号機	仮設ウインチの使用前点検において、ペンダントスイッチへ接続されている電源ケーブルから発煙したため、対応検討	D	
9	2号機	タービン補機冷却系熱交換器海水出口圧力の指示計検出配管の接続部（2箇所）にリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	高圧復水ポンプ（C）軸振動記録計に6時間毎に時刻等を印字する参考文字の印字不良が認められたため、当該振動計を点検・修理	D	
11	2号機	気体廃棄物処理系排ガスフィルタ流量記録計に指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	3号機	3・4号機サービス建屋用重油ボイラ屋外重油供給配管に重油のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
13	3号機	主復水器細管洗浄装置（A～F）系ボール回収器の上蓋の内部確認用透明アクリル板に汚れが認められたため、当該アクリル板を点検・清掃	対象外	
14	3号機	廃棄物処理系機器ドレン廃スラッジサージポンプ入口洗浄弁にグランドリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	試料採取系除染廃液ポンプ出口サンプリング配管のサポートに外れが認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
16	3号機	廃棄物処理建屋地階通路北側壁面の電線管サポートに外れが認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
17	3号機	廃棄物処理建屋所内蒸気戻り系レシーバタンクオーバーフロー配管の保温材の一部に外れが認められたため、当該保温材を取付	D	
18	3号機	ストームドレンファンネル（復水脱塩装置空気圧縮機脇）の覗き窓用ゴムワイパーの変形により水滴の拭き取りが出来ないため、当該ワイパーを交換	D	
19	3号機	廃棄物処理建屋所内用空気系供給用配管のサポート（廃液収集ポンプ付近）の壁面固定ボルトに外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
20	3号機	共用所内ボイラ設備循環ポンプ（A）冷却水フローグラスのガラスが汚れているため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
21	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）海水出口弁にグランドリーク（1滴／秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	5号機	給復水系酸素注入装置酸素注入量調整弁を操作しても注入量の調整がうまく出来ないため、当該調整弁を点検・修理	D	
23	5号機	循環水系配管用電気防食装置に電位異常を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
24	5号機	復水脱塩装置用苛性ソーダ貯槽苛性ポンプ（B）の潤滑油に油面低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
25	5号機	廃棄物処理建屋所内蒸気戻り系凝縮水移送ポンプ（B）の入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
26	5号機	原子炉給水ポンプ軸シール水用補助ポンプ（B）出口弁のハンドルに緩みが認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
27	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）復水器ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
28	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）蒸発水出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	6号機	原子炉隔離時冷却系封水ポンプのベント配管及びドレン配管の中間ファンネルの上蓋の内部確認用透明アクリル板に汚れが認められたため、当該アクリル板を点検・清掃	対象外	
30	6号機	主復水器細管洗浄装置（A1）ボール循環配管が詰まり、洗浄用スポンジボールの回収不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
31	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送用配管トレンチ内における漏えいの可能性を示す警報の発生が認められたため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
32	集中環境施設	廃液乾燥固化系（B）濃縮廃液定量ポンプ（B-B）に性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで